

がんばれ特産産地！小さな農業応援事業(県単)

【目 的】	地域特産物の生産振興を図るために、小規模農家等が行う園芸の新たなチャレンジに対して支援する。
【対 象 者】	販売を目的とした生産者、営農集団等
【補助対象】	<p>(1)産地の「ちよい足し」支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特産物の導入や生産拡大等の園芸の新たなチャレンジに要する経費 ①生産基盤整備 (例)圃場造成、かんがい施設、作業道の整備 ②栽培管理施設整備 (例)栽培用機械施設、病虫害防除機械施設、防風施設等の自然災害防止施設、サブソイラー等の土づくり機械施設の整備 ③流通加工施設整備 (例)選別・調製施設、加工場等の集出荷調製・加工施設の整備 ④事業実施に直接必要な経費 (例)コンサルタント料、委託料、デザイン料、広告料等の経費 <p>(2)「まるっと」猛暑対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛暑に対応した園芸作物(野菜、果樹、花き、地域特産物等)の安定生産に必要な「遮光／遮熱」、「換気／冷房」、「灌水」に係る機械・設備の導入に要する経費 ①遮光／遮熱 (例)遮熱フィルム、遮光カーテン、遮光ネット 等 ②換気／冷房 (例)換気扇、外気導入ダクトファン、細霧冷房 等 ③灌水 (例)【施設】自動灌水装置、揚水ポンプ、冷却灌水装置 等 【露地】スプリンクラー、畝間ロールカー、自動灌水装置 等
【要 件】	<p>(1)産地の「ちよい足し」支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物(野菜、果樹、花き)にかかる取組であること。 ・取組にかかる品目の販売額を、目標年度までに現況値の20%以上の増加を目指す計画であること。 <p>ただし、販売実績がない場合や、現況値の20%が20万円未満である場合には、販売額が20万円以上となる計画であること。</p>

【要件】	<p>(2)「まるっと」猛暑対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度に現状よりも栽培面積を減少させないこと。 ・施設では、該当施設において「遮光／遮熱」、「換気／冷房」、「灌水」全ての対策がとられていること。 ・露地では、「灌水」に取り組むこと。 ・過去に「「まるっと」猛暑対策支援」による補助を受けていないこと。
【補助対象事業費】	10万円以上
【補助率】	<p>(1)産地の「ちよい足し」支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 ・補助額上限 個人 120万円 営農集団等 240万円 <p>(2)「まるっと」猛暑対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 ・補助額上限 240万円
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な効果の発現および経営の安定を図る観点から、事業実施主体は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険に加入するよう努めること。 ・当該事業で整備された機械または農業用ハウスについては、財産処分制限期間中、通年にわたり、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、または施工・販売業者等による保証等に参加し、気象災害等による被災に備えた措置が講じられるよう努めること。 ・他の補助事業を受けていない、または受ける予定のない取組であること。